

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		再生資源物の屋外保管事業場の設置許可・変更許可
根拠条例・規則等名		さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例
条 項		第 8 条 第 1 項 及 び 第 1 1 条 第 1 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第 9 条 第 1 項、第 1 0 条 第 1 項 及 び 第 2 項、第 1 5 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に さ い た ま 市 再 生 資 源 物 の 屋 外 保 管 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 第 1 5 条、第 2 0 条 第 1 項 から 第 4 項、第 2 1 条 第 1 項 及 び 第 2 項、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 4 条 の 規 定 に お い て、当 該 許 認 可 等 の 判 断 基 準 が 具 体 的 か つ 明 確 に 定 め 尽 く さ れ て い る た め。
	設定等年月日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6 5 日
	設定等年月日	令和 6 年 2 月 1 日 設 定
備 考		